

久米南町建設工事総合評価方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久米南町が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、建設工事のうち、次の類型に該当する工事の中から町長が選定する。

(1) 特別簡易型 同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(2) 簡易型 前号に加え、施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、一般競争入札（条件付）実施要領（平成21年久米南町告示第13号。以下「実施要領」という。）の規定によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 総合評価方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は、町長が様式を定め行うものとする。

(入札時に必要な資料)

第6条 町長は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を入札参加者から提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 提出期限は、入札日の5日（町の休日を定める条例（平成元年久米南町条例第15号）に規定する休日（以下「町の休日」という。）を除く。）前までとする。

3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札公告)

第7条 町長は、総合評価落札方式で建設工事に係る一般競争入札（条件付）を行おうと

するときは、入札公告に次の事項を加えて、公告する。

- (1) 総合評価落札方式による旨
- (2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項
(落札者決定基準)

第 8 条 町長は、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

(評価基準)

第 9 条 評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目 総合評価の形式及び工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 得点配分 各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとし、配点の合計は 10 点から 30 点までの範囲内で定めるものとする。
- (3) 標準点(基礎点) 技術資料が提出された者に対して標準点(基礎点)として 100 点を与える。
- (4) 加算点 評価項目の得点を合計したもの
(評価の方法)

第 10 条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点(基礎点)に加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(入札参加資格の審査)

第 11 条 入札参加資格の審査は、予定価格以下の金額で応札した者全員について行うものとする。

(落札者の決定方法)

第 12 条 町長は、入札執行後、落札者の決定を保留し、次の要件に該当する者について、入札調査委員会に諮り、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- 2 評価値の最も高い者が 2 名以上あるときは、電子入札システムによる入札の場合は、電子くじにより決定し、電子入札システムによらない入札方法の場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

第 13 条 技術資料等を提出しない者のした入札又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(総合評価結果の公表)

第14条 町長は、落札者を決定したときは、久米南町のホームページに掲載するとともに、久米南町建設工事公表事務取扱要領(平成13年久米南町告示第111号)に基づき公表するものとする。併せて技術資料等の評価結果及び評価値等も公表する。

(苦情申立て等)

第15条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して3日(町の休日を除く。)以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を町長に求めることができる。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則(平成21年3月17日 久米南町告示第14号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。